

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画について

1 策定の背景

鳥インフルエンザ（H7N9）は、平成 25 年 3 月に中国で初めて患者が確認され、143 名（うち死者 47 名、12 月 9 日現在）の患者が報告されている。このような状況の中、このウイルスが新型インフルエンザに変異することが危惧されている。

2 策定の根拠

平成 25 年 4 月 13 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「特措法」という。）が施行されたことから、この法律第 7 条に基づき、「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

3 策定の方針

- (1) 既存の「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画（平成 24 年 2 月最終改定）」を基に、特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を加え策定した。
- (2) 感染症に関する対策の考え方は、全国一律であることが望ましいことから、政府行動計画に定める対策との整合を図ることとした。

4 策定の経緯

時 期	内 容
9 月 12 日	第 1 回愛知県新型インフルエンザ等専門家会議開催
10 月	パブリック・コメントの実施
	各市町村等へ意見照会
31 日	第 2 回愛知県新型インフルエンザ等専門家会議開催
11 月 18 日	行動計画決定、公表
	愛知県議会議長へ報告 各市町村長へ通知、内閣総理大臣へ報告

5 行動計画のポイント

- ・特措法に基づく初の計画であること。
- ・対象に新感染症^{注1}が加わったこと。
- ・県が県レベルでの発生段階を定め、その移行について判断できるようにしたこと。
- ・指定地方公共機関^{注2}の役割、基本的人権の尊重、対策実施の記録の作成・保管等について、新たに規定したこと。
- ・特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言^{注3}がされている場合に、知事が、不要不急の外出自粛や学校等の施設の使用制限等の要請等をできるよう規定したこと。
- ・地域の医療施設が不足した場合に臨時の医療施設を開設し、医療の提供を行うことや感染拡大防止策の実施等について、地域の実情に応じ柔軟に対応できるよう規定したこと。
- ・緊急物資の運送、医薬品、食品等の特定物資の売渡しの要請等、県民生活・経済の安定確保のための対策を規定したこと。

注 1：新感染症

既知の感染性の疾病とその病状等が明らかに異なり、病状の程度が重篤なもの。（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

注 2：指定地方公共機関

新型インフルエンザ等発生時に行政とともに、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を実施する公益的事業者。知事が指定。

注 3：新型インフルエンザ等緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部長（内閣総理大臣）が宣言するもの。新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間及び区域（都道府県単位）が公示される。